

ケーブルプラスでんき利用規約

豊島ケーブルネットワーク株式会社（以下、「当社」という。）と a u エネルギー&ライフ株式会社（以下、「a u E L」という。）が提供する「ケーブルプラスでんきサービス」（以下、「ケーブルプラスでんき」という。）を受ける者（以下、「加入者」という。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第1条（利用規約の適用）

当社は、a u E Lが規定する「ケーブルプラスでんき需給約款」（以下、「約款」という。）により当社に譲り渡された a u E Lの債権（以下、「電気料金」という。）の請求等を、当社の定める「ケーブルプラスでんき利用規約」（以下、「本規約」という。）により行うものとします。

本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

当社は、本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（加入申込の承諾）

ケーブルプラスでんきを利用しようとする者は、下記に定める文書を承諾のうえ、当社が別途指定する方法によりお申し込みを行い、a u E Lがケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できたときに契約が成立するものとします。

ケーブルプラスでんき需給約款

ケーブルプラスでんき重要事項説明書

本規約

当社は、前項に基づくお申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。

当社は、第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申し込みを承諾しないことがあります。

お申し込みにあたり加入者が虚偽の内容を当社に申告した場合、またはそのおそれがある場合。

加入者がケーブルプラスでんきまたは、当社から請求している他サービスの料金の支払いを現に怠った場合、またはそのおそれがある場合。

過去に、加入者の責めに帰すべき事由によりケーブルプラスでんきの提供を受けるための契約（以下、「利用契約」という。）が解除、または加入者に対するケーブルプラスでんきの提供が停止されたことがある場合。

その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむをえない場合、利用契約のお申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第4条（a u I Dの提供）

ケーブルプラスでんき Web サービスおよび My au の利用にはKDD I が提供する「a u I D」が必要です。加入者は、ケーブルプラスでんきのお申し込みにあたり、KDD I が別に定める「a u I D利用規約」に同意するものとします。

第5条（a u E Lに係る債権の譲渡等）

加入者は、当社が電気料金を請求することを承諾するものとします。この場合、当社および a u E Lは、加入者への個別通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第6条（請求と支払い等）

加入者は、当社が定める期日までに指定する方法で支払いを行うものとします。

加入者は、当社が電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。

加入者は、電気料金について支払期日を経過してもなお、お支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 14.6%（年当たりの場合は、閏年の日を含む期日についても、365 日の割合とします）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内にお支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7条（最低利用期間）

最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して 1 年間です。

第8条（利用契約の終了）

当社は、加入者が本規約（本規約において準用している規定を含みます）に違反したときは、a u E Lに通知いたします。その場合、a u E Lは催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。

加入者が解約しようとするときは、あらかじめ、当社が別途定める方法により、当社にご連絡ください。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合は、当社へのご連絡は不要となりますので、切替先の小売電気事業者に直接ご連絡ください。但し、東京電力エナジーパートナー(株)の従量電灯 B または C プランへのお申込みの場合、当社へ併せてご連絡ください。加入者がケーブルプラスでんきの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、ケーブルプラスでんきが提供できない場合には、利用契約は終了となります。

上記各項により、解除もしくは解約となった場合、でんきセット割も終了となります。

電気料金のお支払いが、滞った場合は本サービスを解除させていただく事もございます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。

第9条（a u E Lへの通知）

加入者は、当社が定める支払期日までに、当社の既存サービスの料金の支払いが無い場合、a u E Lに通知することを了承するものとします。

第10条（他の小売電気事業者への通知）

約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、ケーブルプラスでんきの契約終了後も、現に料金およびその他の債務のお支払いがない場合、当社は加入者の個人情報を a u E L へ通知します。また、a u E L は、その情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。

第11条（利用契約に係る契約者情報の利用）

当社は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは請求書の送付先等の情報を、ケーブルプラスでんきに係る契約のお申し込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ケーブルプラスでんき提供にあたり取得した個人情報等の取り扱いは、当社が別に定める「個人情報の保護に関する規定」に定めま

第12条（協議、管轄裁判所）

本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意を持って協議のうえ、解決にあたるものとします。

本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、当社の提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則

当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。

この本規約は2022年7月1日より施行します。